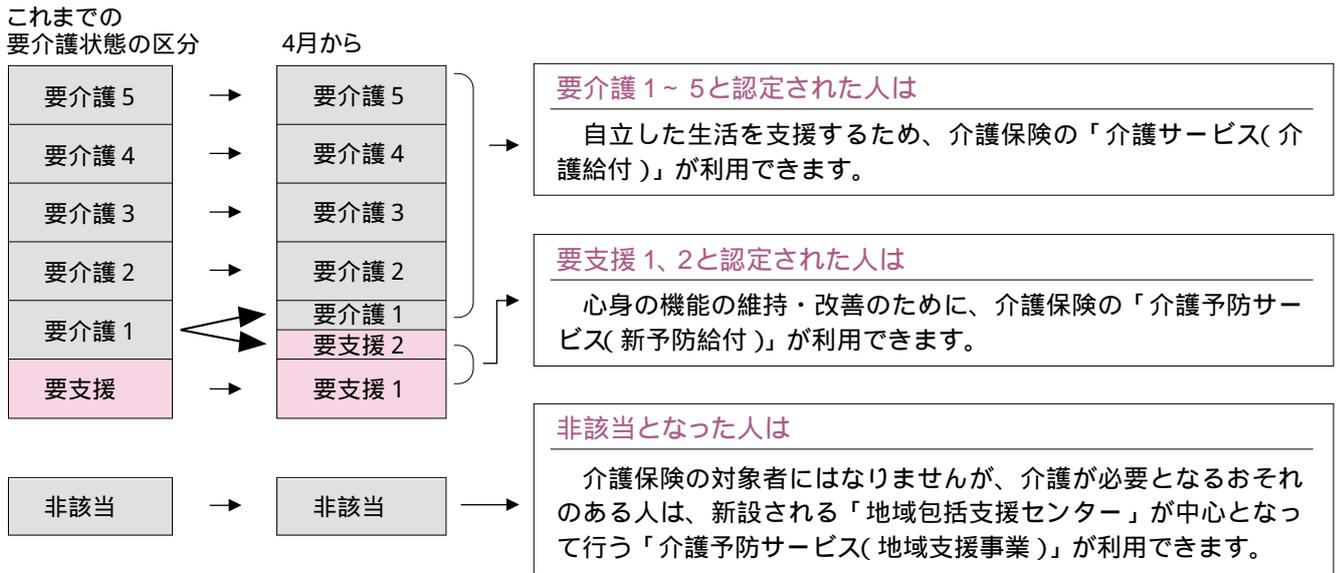


4月から 介護保険の要介護認定区分やサービスの内容が変わります

元気な人も支援や介護が必要な人も、生活機能の低下をできるだけ防ぎ、自分らしい生活が送れるよう支援するため、新たに「介護予防」の視点からのサービスになります。

要介護状態の区分が変わります

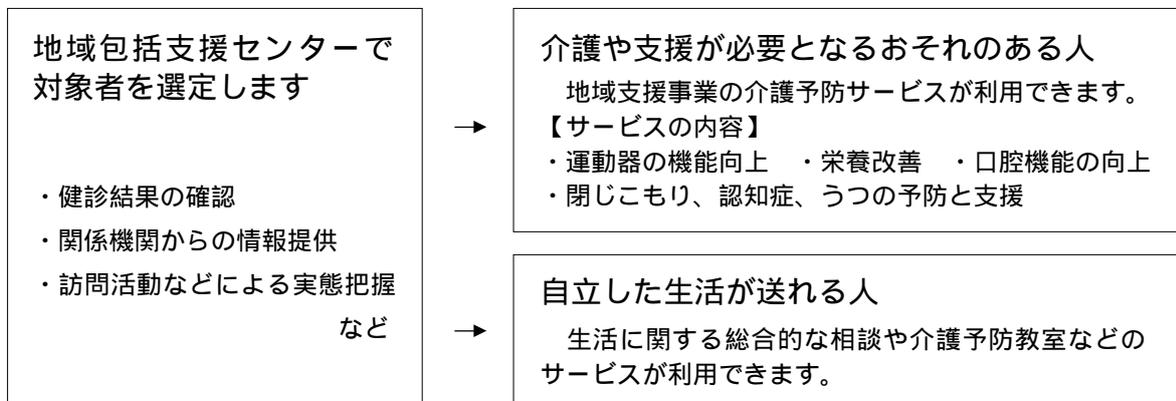
4月以降に、新規または更新申請などにより認定を受けた人から、新しい認定の区分に変わります。これまでの「要介護1」が、新たな要介護認定で「要介護1」と「要支援2」に分かれます。心身の状態が安定していない人は「要介護1」、生活機能が改善する可能性が高い人は「要支援2」と認定されます。



ケアプランにもとづいてサービスを利用します

- 要介護1～5と認定された人**
 これまでどおり、ケアマネジャーにケアプランの作成を依頼します。
- 要支援1、2と認定された人や、介護予防サービス(地域支援事業)の対象者**
 新たに設置される三豊市地域包括支援センターが中心となって介護予防ケアプランを作成します。

地域支援事業の介護予防サービス



4月に地域包括支援センターが新設されます

高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、三豊市役所に新しく「地域包括支援センター」が設置されます。ここでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が中心となって、介護予防に関するマネジメントをはじめとする高齢者への総合的な支援を行います。



国民健康保険に加入している皆さんへ

現在お持ちの保険証の有効期限は、平成19年3月末日までです

毎年3月末に、国民健康保険被保険者証および国民健康保険退職被保険者証の更新をしていますが、みなさんが、今、使用している保険証の有効期限は、「平成19年3月末」となっていますので、本年度は更新がありません。

ただし、学生用保険証「マル学」と、家族とは別の保険証「遠隔地」をお使いの方は、今年の3月末に更新が必要ですので最寄りの支所住民課で手続きをお願いします。(新規の学生は、4月1日以降においでください)

保険証の更新に必要なもの

- 「マル学」..... 世帯と本人の保険証・学生証のコピー(または在学証明書)・印鑑
- 「遠隔地」..... 世帯と本人の保険証・印鑑

旧町の時に使っていた保険証は、返却していただけましたか？
返却がお済みでない方は、至急返信用封筒に入れてポストへ。または、お近くの支所へお返しください。

高齢者の足として 三豊市福祉タクシー事業 スタート

4月1日から「三豊市福祉タクシー事業」が始まります。

この事業では、高齢者の皆さんの交通手段の確保と経済的負担を軽減するために、タクシー料金の一部を助成します。

利用できる方

- 毎年4月1日現在で三豊市に引き続き1年以上住んでいる80歳以上の方
- 養護老人ホームや特別養護老人ホームに入所している方は対象となりません。

助成額

年間1万円を利用券(1枚500円の利用券を20枚)として交付します。

利用券の交付申請手続

3月中に該当すると思われる方に市役所から申請書と案内資料を送付しますので、各支所で手続きをしてください。

乳幼児医療費助成の『新規登録申請』はお済みですか？

新市発足とともに乳幼児医療の助成対象年齢が満9歳の誕生月の末日までに引き上げられていますが、この助成を受けるためには申請が必要です。

該当する方には資格登録案内通知をお送りしていますので、手続きがまだの方はお早めにお住まいの支所住民課で登録申請を行ってください。



遺児年金支給事業が新しくなりました

三豊市発足以前は、各町それぞれの制度に基づき、遺児(母子)年金が支給されていましたが、平成18年度からは、下記ようになります。

該当すると思われる方は必ず3月末までに申請をしてください。

支給対象者

- 三豊市に住所を有し、「遺児」の親権を行う方、または現に「遺児」を監護する方
- 遺児とは...

毎年4月1日現在において1年以上三豊市に住所を有する義務教育修了前の子どもで、次の項目のいずれかに該当する方

- (1) 父母が死亡

- (2) 父または母が死亡

- (3) 父母またはその一方が1年以上生死不明である

支給金額

遺児1人につき年額 20,000円

申請

3月末までに、「遺児年金支給申請書」に戸籍謄本を添付して支所住民課に提出してください。